

令和4年度 事業計画書（案）

社会福祉法人 おおぐち福祉会

社会福祉法人おおぐち福祉会中長期計画

《 基本理念 》

人はどんな障がいがあっても、その人独自の輝きを持って誕生し、社会の一員となります。

誰もが自立した日常生活を地域社会の中で送れるよう、社会福祉事業を通して『誰もが輝いて』をモットーに、生きがいを持てるサービスの提供に努めます。

★はじめに

平成14年4月、「社会福祉法人おおぐち福祉会」は、《基本理念》に基づき誕生しました。すでに創立から18年目を迎えますが、利用者・家族・行政・地域住民・関係機関等のご協力、ご理解をいただきながら、障害福祉サービス事業（生活介護事業所、就労継続支援B型事業所）、ヘルパーステーション、地域活動支援センター、地域包括支援センター、共同生活援助事業所、短期入所支援事業所を運営するまでになりました。

また、令和元年8月に空調機の故障が判明し、行政や町内企業、保護者・地域住民・関係機関等のご協力のもと令和2年6月までに工事完了することができました。

おおぐち福祉会は、今後も地域に根差した施設になるよう努めます。

I 目的

利用者に対し、継続して質の高い福祉サービスを提供しつつ、各事業所の安定した経営を図るとともに、より多くの利用者ニーズに応えるための事業の拡大を見据え、以下の点を重点的に行う。

1. 安定した経営基盤の確立と、設備改修のための財源確保を目指す
2. 職員の働く環境の整備と資質向上
3. 地域における公益的な取り組み

II 計画内容（平成31年4月から令和5年3月）

1. 安定した経営基盤の確立と、設備改修のための財源確保を目指す

既存事業において、利用者ニーズにあった福祉サービスを確実に継続し提供していくために、安定した経営基盤を確立していく。

(1) 利用者の確保

- ① 多機能型事業所（生活介護事業・就労継続支援B型事業）

1日あたりの利用人数目標を定員数に設定し、工賃向上を含めた利用者ニーズに応えつつ、質の高い福祉サービスを提供しながらその目標を達成していく。

② 日中一時支援事業

日常の介護負担の軽減と学校等の長期休暇等を利用し施設の体験や就労体験など利用者及び家族のニーズに応えつつ、質の高い福祉サービスを提供しながら利用者数の増加を目指す。

③ ヘルパーステーション

高齢者や障害者が地域の中で安心して生活ができるように質の高いサービスの提供をするとともに利用者の確保に努める。

④ 地域活動支援センター

地域の中で安心して生活ができ、日々の生活に楽しみを見つけられるよう質の高いサービスの提供をするとともに利用者の確保に努める。

⑤ 地域包括支援センター

高齢者や障害者の総合相談窓口として大口町から受託している事業であるが、介護保険法及び障害者総合支援法に基づき地域で安心して生活が送れるよう総合的に支援を継続していく。

⑥ グループホームふれあいの家

グループホームの生活になれ、落ち着いて生活が送れるように支援を行う。

地域の一員となれるよう、地域の行事などにも参加する。

⑦ ショートステイ

介護者の介護負担の軽減や、一人暮らしの練習の場として利用していただく。緊急時に対応できるように体制を整える。

(2) コスト削減とコスト意識の徹底

① 経費の削減に努める。

新電力への切り替えなど・・・令和3年5月

② 最大限の福祉サービス提供と業務効率化を目指す。

(3) 法人施設の修繕計画のための財源の確保

① 令和元年8月に空調機が故障をしたため令和2年6月までに工事完了

② 外装及び屋根、玄関の庇の防水工事等・・・令和4年8月以降予定

○改修の予定

概算見積もりを徴収し、修繕の計画を立てる。(令和3年3月)

国庫補助金(大規模修繕)申請の準備を行う。・・・令和3年6月申請

国庫補助金(大規模修繕)の交付決定が出れば令和4年8月以降に工事開始

国庫補助金(大規模修繕)の否交付決定が出れば、改めて改修計画の見直しを行う。

○財源(案)

国庫補助金

自己資金

※国庫補助金否交付の場合は、施設整備等積立金等を財源とし、不足分は預金から補う。

2. 職員の働く環境の整備と資質向上

(1) 環境整備

- ① 労働環境の整備を行う。
- ② 職員業務の見直しと担当業務の分担化の実施。

(2) 人材育成

専門職としての資質向上を図るため、計画的に内部研修を実施する。また、積極的に外部研修や他施設の見学等に参加させていく。

3. 地域における公益的な取り組み

- (1) 地域との交流や地域貢献等の計画を策定する。
- (2) 社会福祉法人利用者負担軽減事業等の実施。

生活介護事業

1 基本方針

利用者が自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、必要な介護、創作活動、生産活動の提供を効果的にはかれるよう利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援に努めます。

2 事業計画

① 利用者支援

利用者の人格を尊重して、その人権に配慮しつつ、生き生きとした社会生活が送れるよう努めます。

就労継続支援 B 型事業を廃止し、生活介護に統合をするが、利用者一人ひとりの特性、体力、健康状態などに合わせた活動を提供し、利用者の生きがいをづくりに努めます。

昨年度に引き続き感染症対策をしっかりと行い、利用者が安心して利用できる環境作りを行います。

② 生産活動

利用者一人ひとりに合った作業内容や提供方法の見直しをはかり、生産活動の楽しさ、達成感が得られるよう努めます。

③ 余暇活動

運動、レクリエーション、創作活動などに力を入れていきます。

一人ひとりの個性を生かし、自信や達成感につながるような活動を取り入れていきます。個人の作品を発表展示する機会を作り、社会参加をはかれるよう努めます。

年間計画

- ・代表者会議・・・・・・・・月 1 回
- ・職員会議・・・・・・・・月 1 回
- ・モニタリング・・・・・・・・年 2 回
- ・ケースカンファレンス・月 1 回

年間行事

- ・別紙行事予定表のとおり

日中一時支援事業

1 基本方針

長期休暇等における学生の社会生活体験学習としての場や余暇活動を提供し、多様化するサービス利用のニーズ等に対応できるよう努めます。

年間を通して利用者及び家族が望むサービスを提供できるよう努めます。

2 事業計画

① 利用者支援

利用者が安全で安心して通所できる環境づくりに努めます。

さまざまな体験をすることにより、その活動内容等の幅を広げられるよう努め、社会参加の向上を目指します。

長期休暇での利用の場合は、余暇活動や生産活動の体験を通し、将来のことを早い段階から考えることができるよう支援します。

保護者の介護負担軽減に努めます。

昨年度に引き続き感染症対策をしっかり行い、利用者が安心して利用できる環境作りを行います。

年間計画

- ・生活介護事業所に準ずる。

年間行事

- ・別紙行事予定表のとおり

共同生活援助

1 基本方針

利用者の居住の場を提供し、豊かで生きがいのある共同生活を支援し、自立した日常生活、社会生活が送れるように、また、地域の一員として生活ができる支援を行います。

2 事業計画

① 利用者支援

利用者の意思及び人格を尊重して、その人権に配慮しつつ、生き活きとした日常生活が送れるよう努めます。

一人ひとりの特性、健康状態などに合わせた活動を提供し、利用者の生きがいづくりに努めます。

社会生活に必要な身辺習慣、生活習慣の習得や、コミュニケーション能力の向上、利用者の自信や達成感につながるような活動を取り入れるよう努めます

昨年度に引き続き感染症対策をしっかり行い、利用者が安心して利用できる環境作りを行います。

② 家族との連携

家族と情報の共有を行い、連携することでより良い支援ができるように努めます。

③ 余暇活動

休日の日中支援の中で、外出行事や施設の中で行えることを増やしていきます。

④ 地域活動

可能な範囲で地域の行事等に参加、協力し、地域との関係性を高め、事業所の活動と障がいについて理解を求めます。

⑤ 避難訓練

避難訓練計画書を作成し、定期的な避難訓練を実施し、避難経路の確認をします。

緊急連絡先の把握と、連絡体制を整えます。

年間計画

- ・代表者会議・・・月1回
- ・職員会議・・・月1回
- ・モニタリング・・・年2回
- ・ケースカンファレンス・月1回

年間行事

- ・別紙行事予定表のとおり

短期入所支援

1 基本方針

居宅において、利用者の介護を行う家族の方の冠婚葬祭や疾病その他の理由により、短期間の利用を必要とする障がい者等が、地域において自立した日常生活が行えるよう、利用者の能力や特性、環境などに即した適切な介護や支援を行います。

2 事業計画

① 利用者支援

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供するよう努めます。

できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行います。

昨年度に引き続き感染症対策をしっかりと行い、利用者が安心して利用できる環境作りを行います。

② 家族との連携

家族と情報の共有を行い、連携することでより良い支援ができるように努めます。

③ 余暇活動

休日ご利用される場合には、外出行事などを取り入れたり、施設内で出来るレクリエーションなどを行います。

④ 避難訓練

避難訓練計画書を作成し、定期的な避難訓練を実施し、避難経路の確認をします。緊急連絡先の把握と、連絡体制を整えます。

年間計画

- ・共同生活援助事業所に準ずる。

年間行事

- ・別紙行事予定表のとおり

地域活動支援センター

1 基本方針

利用者が地域において豊かな生活が送れるよう、介護サービスや創作活動の機会を提供すると共に、行事を通して地域との交流をはかります。

2 事業計画

① 利用者支援

利用者の意思や人権を尊重し、利用者の立場に立ってサービスを提供します。又、利用者の個性やADLを考慮した活動内容を提案します。

昨年度に引き続き感染症対策をしっかりと行い、利用者が安心して利用できる環境作りを行います。

② 介護サービスの提供

ADLに合わせた介護サービスを提供し、利用者の自立支援と家族の介護負担軽減をはかります。

令和4年度中に新規入浴設備を導入し、継続して入浴サービスを提供できる体制を整えると共に、職員の介護負担の軽減を図ります。

③ 創作活動の機会の提供

利用者の個性や趣味、ADLを考慮した活動内容を提案します。創作活動を通して得られる達成感を本人の自信へと繋げ、社会参加を求める気持ちや人間関係を構築する力を養います。

地域主催行事や関係団体主催への出展を積極的に支援します。

※ADLとは、食事、排泄、入浴、衣類の着脱、移動など日常生活を送る上で必要とされる身の回りの動作のこと。

年間計画

- ・代表者会議・・・月1回
- ・職員会議・・・月1回

年間行事

- ・別紙行事予定表のとおり

ヘルパーステーション

1 基本方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の能力を活かせるよう支援します。

関係市町、地域の医療・福祉サービスと密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

住みなれた地域で、より安心した生活が送れるよう、利用者とその家族の各々のニーズを大切にし、必要な支援をします。

2 事業計画

昨年度に引き続き、感染症対策をしっかりと行いながらサービスを提供します。

① 訪問介護

利用者の有する能力に応じた自立した日常生活が送れるよう、入浴、排泄、食事の介助及びその他生活全般にわたる援助を行います。

② 居宅介護、行動援護、同行援護

多様な居宅介護サービスを利用し、障がいのある方が可能な限り、社会参加できるよう努めます。

③ 移動支援

利用者の障がい特性に配慮した柔軟な対応を行い、利用者が安全に楽しく社会参加できるよう努めます。

※ 訪問介護・・・介護保険法で認定された要介護、介護予防の方の自宅で身体介護、家事援助を行うサービス

※ 居宅介護・・・障害者の自宅で、身体介護、家事援助を行うサービス

※ 行動援護・・・行動に著しい困難を有する障害者が行動する際に生じる危険を回避する為のサービス

※ 同行援護・・・視覚障害者と外出をするサービス

※ 移動支援・・・移動が困難な人に対して安全に目的地まで移動できるよう支援するサービス

年間計画

- ・代表者会議・・・・・・・・月1回
- ・職員会議・・・・・・・・月1回
- ・ケースカンファレンス・随時

年間行事

別紙行事予定表のとおり

令和4年度大口町地域包括支援センター事業計画（案）

1 基本方針

- (1) 大口町地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるように、心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を実施する。
- (2) 地域包括支援センターの事業は、令和4年度大口町地域包括支援センター運営方針の業務推進の運営方針に基づき、事業計画書に従い実施する。

2 重点目標

- (1) 自立支援を意識したケアマネジメント
 - ア 自立支援型ケアマネジメントの考え方や仕組みを正しく理解する。
 - イ 自立支援型ケアマネジメントについて介護支援専門員連絡会議で周知する。
 - ウ 自立支援型地域ケア会議を開催する。
- (2) 高齢者健康づくりの推進
 - ア 令和3年度の実態把握のアンケートで得たデータから課題を抽出し、改善に向けての支援を目指していく。
 - イ 100歳体操のさらなる普及に向けて、周知の機会を増やす。
 - ウ リハビリ職との連携による効果的な介護予防の推進
- (3) テーマを決めた実態把握

コロナ禍である事や高齢者人口増加に伴い、実態把握のための訪問件数に限界が出てきているので、「重点訪問エリア」や「単身の団塊世代」等々、テーマを決めて効率的な実態把握に努める。
- (4) 認知症高齢者への支援
 - ア 認知症サポーター養成講座等の出前講座を開催し、広く住民に認知症について正しい知識を持ってもらう。
 - イ 認知症初期集中支援チームにて困難な事例に取り組む。
- (5) オンライン等の利用による時代に即した活動・周知

ホームページやSNSの活用による周知や、オンライン会議等に参加する。

大口町地域包括支援センターの主な業務

1. 介護予防ケアマネジメント業務

- ①今後介護を要する状態となる可能性がある方を対象とした介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施
- ②今後要支援または要介護認定を受ける可能性がある方を対象とした運動機能向上や認知症予防のための体力アップ教室や能力アップ教室等の紹介
- ③自立した生活が可能である方を対象に今後も長く自立した生活を送れるよう介護予防の自発的取り組みの促進、知識の普及・啓発

2. 総合相談支援業務

高齢者本人や、家族からの相談を幅広く受け付け、必要な制度や利用できる社会資源など紹介して問題解決にあたる。

3. 権利擁護業務

高齢者1人1人がもつ権利を守るための活動。例えば、判断能力が低下している高齢者が詐欺や不当な契約などの金銭トラブルに巻き込まないために成年後見制度を活用することでトラブルから未然に本人を守ったり、虐待被害にある高齢者の早期発見等の対応。

4. 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者にとってより良いサービスが提供できるよう、またより生活しやすい地域となるよう地域ケア会議を実施すると共に、ケアマネジャーへの、相談支援や支援困難事例に対する助言等を行う。